

○警察官及び交通巡視員の服制に関する訓令

(平成 6 年 3 月 23 日 静岡県警察本部訓令第 11 号)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、警察官の服制に関する規則（昭和 31 年 国家公安委員会規則第 4 号）及び交通巡視員の服制に関する規則（昭和 45 年 国家公安委員会規則第 7 号）に基づき、警察官及び交通巡視員の服制について必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 警察官の服装等

(警察官の服制)

第 2 条 警察官の服制は、別表第 1 のとおりとする。

(着用期間)

第 3 条 警察官の被服の着用期間は、次のとおりとする。

品目	着用期間
冬服、冬活動服、冬帽子、冬活動帽子、冬ワイシャツ、合ネクタイ及び冬服ベスト	12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
合服、合活動服、夏帽子、夏活動帽子、合ワイシャツ、合ネクタイ及び合服ベスト	4 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 10 月 1 日から 11 月 30 日まで
夏服、夏帽子、夏活動帽子及び夏服ベスト	6 月 1 日から 9 月 30 日まで

- 2 本部長は、必要があると認められる場合は、前項の着用期間を変更することができる。
なお、制服用ワイシャツにあっては、所属長が明確に指示した場合を除き、冬服着用期間に合ワイシャツを、合服着用期間に冬ワイシャツを着用することができるものとする。

(警察官の服装等)

第 4 条 警察官は、勤務中は、制服、制帽、制服用ワイシャツ、制服用ネクタイ、ベルト及び靴を着用するとともに、帯革、手錠並びに階級章及び識別章を着装しなければならない。ただし、次条から第 7 条まで、第 11 条及び第 5 章の規定による場合は、この限りでない。

- 2 警察官は、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和 37 年 国家公安委員会規則第 7 号。以下「拳銃規範」という。）及び警察官拳銃使用及び取扱いに関する訓令（平成 14 年 県本部訓令第 12 号。以下「拳銃訓令」という。）に定めるところにより、拳銃を着装しなければならない。
- 3 警察官は、警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成 13 年 国家公安委員会規則第 14 号。以下「警棒規範」という。）及び警察官警棒等使用及び取扱いに関する訓令（平成 14 年 県本部訓令第 13 号。以下「警棒訓令」という。）に定めるところにより、警棒を着装しなければならない。
- 4 警察官は、必要がある場合には、防寒服、雨衣、手袋又は帽子雨覆いを着用することができる。

(女性警察官の服装等の例外)

第5条 女性警察官は、制服着用時には、原則としてベストを着用しなければならない。

ただし、季節的条件等により、ベストを着用しないことができる。

(服装の一部省略等)

第6条 警察官は、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定によるほか、室内で勤務する場合（交番、駐在所等で公衆の面前において勤務する場合を除く。以下同じ。）は、制帽及び活動帽を着用しないものとする。

2 警察官は、所属長が受傷事故防止上必要と認めて指示した場合には、制帽又は活動帽に代えてヘルメットを着用するものとする。この場合において、着用するヘルメットは、別表第1若しくは別表第5に掲げるヘルメット又は別表第6に掲げる乗車用ヘルメットとする。

3 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、帯革及び手錠を着装しないものとする。

(1) 室内で勤務するとき。

(2) 会議又は事務打合せに出席するとき。

(3) 儀式に出席するとき。

(4) 音楽隊員が演奏に従事するとき。

(5) 看守勤務の警察官が留置施設において勤務するとき。

(6) 災害応急対策のための作業に従事するとき。

(7) 辞令書等を受けるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、帯革及び手錠を着装する必要がないと所属長が認めたとき。

4 警察官は、冬服又は合服の着用期間において、冬服若しくは合服の上衣若しくは活動服を着用して勤務する場合又は室内で勤務する場合には、制服用ワイシャツに代えて白色のワイシャツ（無地のものに限る。）を着用することができる。

5 警察官は、状況により、冬服又は合服の上衣を着用せず、制服用ワイシャツで勤務することができる。

6 警察官が拳銃を携帯しなくてもよい場合については、拳銃規範第11条第1項各号及び拳銃訓令第8条第1項各号に規定するところによる。

7 警察官が警棒を携帯しなくてもよい場合については、警棒規範第8条第1項各号及び警棒訓令第6条第1項各号に規定するところによる。

8 警察官は、拳銃又は警棒を着装しない場合には、帯革本帯から拳銃入れ又は警棒つりを取り外すものとする。

9 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、識別章を着装せず、又は識別章を着装したまま当該識別章の番号標の裏面を表示することができる。

(1) 名札を着用しているとき。

(2) 看守勤務の警察官が留置施設において勤務するとき、又は護送勤務の警察官が護送用車両、検察庁、裁判所等において勤務するとき。ただし、留置管理係等で接見、差入れ等を受理する場合を除く。

(3) 治安警備実施に従事するとき。

10 警察官は、前項に規定する場合のほか、識別章の番号標の表面を表示することにより、その現場又は事後における警察の職務執行の妨害が助長されると認められる場合等適正な職務執行を妨げることになると所属長が認めた場合には、当該番号標の裏面を表示することができる。

11 警察官は、制服（夏服を除く。）及び活動服の上衣を着用しているときは、制服用ワイシャツへの階級章及び識別章の着装を省略できるものとする。

（私服の着用）

第7条 次の各号のいずれかに該当する警察官は、私服を着用するものとする。

- (1) 本部長が勤務の性質上、私服の着用を命じた勤務員
- (2) 所属長が勤務の性質上、特に私服の着用を命じた勤務員
- (3) 傷病その他の必要により所属長の承認を受けた勤務員

第3章 交通巡視員の服装等

（交通巡視員の服制）

第8条 交通巡視員の服制は、別表第2のとおりとする。

（着用期間）

第9条 交通巡視員の被服の着用期間については、第3条の規定を準用する。

（交通巡視員の服装等）

第10条 交通巡視員は、勤務中は、制服、制帽、制服用ワイシャツ、制服用ネクタイ、ベルト及び靴を着用するとともに、交通巡視員章及び識別章を着装しなければならない。

2 交通巡視員は、この訓令の第4条第4項、第5条並びに第6条第1項から第5項まで及び第9項を準用するものとする。

第4章 活動服の着用

（活動服の着用）

第11条 警察官又は交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、制服及び制帽に代えて活動服及び活動帽を着用することができる。

- (1) 宿日直勤務又は警察署当番に従事するとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 地域警察勤務に従事するとき。
- (4) 警ら用無線自動車に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。
- (5) 捜索に従事するとき。
- (6) 鑑識のための作業に従事するとき。

- (7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。
 - (8) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。
 - (9) 治安警備又は雑踏警備に従事するとき。
 - (10) 災害警備に従事するとき。
 - (11) 前各号に掲げる業務に準ずる場合であって、活動服及び活動帽を着用することが適当であると所属長が認めたとき。
- 2 警察官等は、状況により、活動服の上衣を着用せず、制服用ワイシャツで勤務することができる。

第5章 特殊被服

(礼服)

第12条 警察官の礼服の服制は、別表第3（男性警察官）及び別表第4（女性警察官）のとおりとする。

- 2 礼服の着用期間は、冬礼服にあつては11月1日から翌年4月30日まで、夏礼服にあつては5月1日から10月31日までとする。
- 3 警察官の礼装は、礼服を着用するものとする。ただし、制服（夏服を除く。）、制帽、制服用ワイシャツ又は白色のワイシャツ（無地のものに限る。）、制服用ネクタイ、ベルト、靴及び白手袋を着用し、階級章を着装することにより礼装に代えることができる。
- 4 警察官は、次の各号に定める場合は、本部長又は所属長の指示により礼服を着用するものとする。
 - (1) 表彰式等公式の儀式、祭典その他儀礼的な行事に出席する場合
 - (2) 外国の文武官を公式に訪問し、又は接受する場合
 - (3) その他礼服の着用を必要とする場合
- 5 礼服を着用した場合は、原則として帯革、拳銃及び警棒は着装しないものとする。ただし、本部長又は所属長が特に必要があると認め、拳銃の着装を指示したときは、拳銃規範第12条第3項に規定する私服着用の場合に準じて着装するものとする。
- 6 礼服を着用して弔意を表する場合は、ネクタイは黒色無地のものとし、飾緒は着装しないものとする。
- 7 女性警察官は、本県内における行事等においてのみ礼服を着用するものとする。

(交通警察官の服制)

第13条 交通警察官（交通機動隊及び高速道路交通警察隊の警察官を除く。）の服制は、別表第5のとおりとし、その被服の着用期間については、第3条の規定を準用する。

なお、必要により、別表第6に掲げる被服を着用することができる。

- 2 交通機動隊及び高速道路交通警察隊の警察官の服制は、別表第6のとおりとし、その被服の着用期間は、次のとおりとする。

なお、必要により、交通乗車服用雨衣を着用することができる。

品目	着用期間
交通乗車服 冬服、交通乗車服 防寒服、冬ワイシャツ及び合ネクタイ	11月1日から翌年4月30日まで
交通乗車服 合服、合ワイシャツ及び合ネクタイ	5月1日から5月31日まで及び10月1日から同月31日まで
交通乗車服 夏服	6月1日から9月30日まで

3 本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する着用期間を変更することができる。

4 交通機動隊及び高速道路交通警察隊の警察官が交通指導取締り、交通事故事件捜査等に従事する場合は、別表第5に掲げるヘルメット又は別表第6に掲げる乗車用ヘルメットを常時着用するものとする。

5 交通警察官以外の警察官が交通整理、交通指導取締り及び交通事故事件捜査に従事する場合の服装は、第1項に規定する交通警察官の服制（帽子覆い、顎ひも、帯革及びズボン裾覆いを除く。）を準用することができる。

6 地域警察官が地域警察勤務に従事する場合の服装は、第1項に規定する交通警察官の服制（帽子覆い、顎ひも、帯革及びズボン裾覆いを除く。）を準用することができる。
（音楽隊員の服制）

第14条 音楽隊員の服制は、別に定めるものとする。

2 音楽隊員は、派遣演奏に従事する場合において演奏服を着用するものとする。
（鑑識課（係）員の服制）

第15条 県本部鑑識課員及び署の鑑識係員（以下「鑑識課（係）員」という。）の服制は、別に定めるものとする。

2 鑑識課（係）員は、現場鑑識業務に従事する場合において鑑識業務活動服を着用するものとする。
（交通事故事件捜査活動従事職員の服制）

第16条 県本部交通指導課又は署交通課において交通事故事件捜査活動に従事する職員（以下「交通事故事件捜査活動従事職員」という。）の服制は、別に定めるものとする。

2 交通事故事件捜査活動従事職員は、交通事故事件の現場活動に従事する場合において交通捜査臨場服を着用するものとする。
（航空隊員の服制）

第17条 航空隊員の服制は、別に定めるものとする。

2 航空隊員は、航空業務に従事する場合において航空服を着用するものとする。
（出動服等の着用）

第18条 本部長又は所属長は、警備実施等（訓練を含む。）の場合において必要があると認めるときは、警察官に出動服、略帽、警備靴、出動服用ベルト、防石面付ヘルメット（鉄帽を含む。）及び災害警備用乗車ヘルメットを着用させることができる。

- 2 機動隊長及び機動隊副隊長は、出動服を着用する場合には、別に定めるところにより、機動隊長にあつては隊長章を、機動隊副隊長にあつては副隊長章を着装することができる。

(災害救助服等の着用)

第19条 本部長又は所属長は、災害警備実施（訓練を含む。）の場合において必要があると認めるときは、警察官に災害救助服等を着用させることができる。

- 2 災害救助服等の服制は、別に定めるものとする。
- 3 機動隊長及び機動隊副隊長は、災害救助服を着用する場合には、別に定めるところにより、機動隊長にあつては隊長章を、機動隊副隊長にあつては副隊長章を着装することができる。

第6章 その他

(標章等の着装)

第20条 署長、副署長及び次長は、別に定めるところにより、署長にあつては警察署長章を、副署長にあつては副署長章を、次長にあつては次長章を着装するものとする。

- 2 地域警察官のうち、指導係長にあつては指導係長標章を、ブロック交番所長、交番所長及び警備派出所長にあつては交番所長標章を、交番長にあつては交番長標章を、別に定めるところにより、着装するものとする。
- 3 自動車警ら隊員は、別に定めるところにより、隊員標章及び隊員腕章を着装するものとする。
- 4 鉄道警察隊員は、別に定めるところにより、隊員標章及び隊員腕章を着装するものとする。
- 5 地域警察活動指導員運用要綱の制定について（平成11年甲通達地第5号）に規定する技能指導員及び準技能指導員並びに職務質問技能指導係は、別に定めるところにより、技能指導員及び準技能指導員にあつては指導員標章を、職務質問技能指導係にあつては指導係腕章を着装することができる。
- 6 交通指導取締用自動二輪車技能指導員は、別に定めるところにより、技能指導員標章を着装することができる。
- 7 機動隊員は、別に定めるところにより、隊員標章及び隊員腕章を着装することができる。
- 8 静岡県警察管区機動隊員は、別に定めるところにより、隊員標章を着装することができる。
- 9 術科特別訓練選手は、別に定めるところにより、選手標章を着装することができる。
- 10 交通指導取締用自動二輪車特別訓練選手は、別に定めるところにより、選手標章を着装することができる。
- 11 山岳遭難救助隊員は、別に定めるところにより、隊員標章を着装することができる。
- 12 技能指導官及び伝承指導官の運用に関する要綱の制定について（平成30年例規第

14号)で定める技能指導官(専門的技能等の種別が職務質問である職員に限る。)は、別に定めるところにより、技能指導官標章を着装することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

(既存訓令の廃止)

- 2 警察官及び交通巡視員の服制及び服装に関する訓令(昭和52年県本部訓令第11号)は、廃止する。

附 則(平成6年12月27日県本部訓令第35号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年8月19日県本部訓令第18号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年1月29日県本部訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月11日県本部訓令第9号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月14日県本部訓令第16号)

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成12年8月21日県本部訓令第21号)

この訓令は、平成12年9月1日から施行する。

附 則(平成14年9月24日県本部訓令第23号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年3月6日県本部訓令第5号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月26日県本部訓令第19号)

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日県本部訓令第15号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月8日県本部訓令第4号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成19年6月1日県本部訓令第28号)

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成19年10月5日県本部訓令第43号)

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

附 則(平成19年11月27日県本部訓令第49号)

この訓令は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成20年7月8日県本部訓令第37号)

この訓令は、平成20年7月8日から施行する。

附 則(平成21年3月17日県本部訓令第10号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月13日県本部訓令第51号)

この訓令は、平成21年11月13日から施行する。

附 則(平成22年5月28日県本部訓令第31号)

この訓令は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成25年5月15日県本部訓令第22号)

この訓令は、平成25年5月15日から施行する。

附 則(平成26年8月18日県本部訓令第18号)

この訓令は、平成26年8月18日から施行する。

附 則(平成28年3月29日県本部訓令第13号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月23日県本部訓令第12号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年1月15日県本部訓令第2号)

この訓令は、令和2年1月15日から施行する。

附 則(令和2年2月10日県本部訓令第5号)

この訓令は、令和2年2月10日から施行する。

附 則(令和3年4月8日県本部訓令第11号)

この訓令は、令和3年4月8日から施行する。

附 則(令和3年11月4日県本部訓令第20号)

この訓令は、令和3年11月4日から施行する。

附 則(令和4年1月13日県本部訓令第1号)

この訓令は、令和4年1月17日から施行する。

附 則(令和4年2月28日県本部訓令第6号)

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

附 則(令和4年3月25日県本部訓令第21号)

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則(令和5年3月17日県本部訓令第18号)

この訓令は、令和5年3月20日から施行する。

附 則(令和5年3月31日県本部訓令第27号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年5月24日県本部訓令第33号)

この訓令は、令和5年5月24日から施行する。

附 則(令和6年3月27日県本部訓令第9号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日県本部訓令第12号)

この訓令は、令和7年3月28日から施行する。